

平成30年第3回安城市議会定例会

議案書

(平成30年9月26日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 7 9 号 議 案	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 8 0 号 議 案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について	3
第 8 1 号 議 案	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
第 8 2 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
同 意 第 5 号	教育委員会委員の任命について【説明書参照】	1 3

第79号議案

安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月26日提出

安城市長 神谷 学

安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例

安城市市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表安城幼稚園の項及びさくの幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城幼稚園及びさくの幼稚園を廃止する上で必要があるため。

第80号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定 について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月26日提出

安城市長 神谷 学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市に認定こども園を設置する。

2 認定こども園の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(入園資格)

第3条 認定こども園に入園することのできる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する子どもを除く。以下同じ。）に該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）とする。

(保育料の額)

第4条 保育料の額は、一月につき、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(保育料の納付)

第5条 保護者は、毎月末日（12月にあっては26日とし、その日が休日（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までにその月分の保育料（認定こども園が当該保育料に関し法定代理受領（安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）第2条第17号に規定する法定代理受領をいう。）を受ける場合にあっては、当該法定代理受領に係る額を保育料から控除した額とする。以下同じ。）を納付しなければならない。

（延長保育利用料）

第6条 保護者は、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが延長保育（認定こども園において休日以外の日に保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）を超えて実施する保育をいう。）を受ける場合は、月額6,500円を限度として規則で定める額を延長保育利用料として保育料と併せて納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第7条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料又は延長保育利用料を減免することができる。

- （1）保護者の病気又は災害等により保育料又は延長保育利用料の納付が困難であると認められるとき。
- （2）その他特別な理由があると認められるとき。

（規則への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2条 認定こども園を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においてもすることができる。

（保育料の額に関する経過措置）

第3条 法附則第9条第1項の適用がある間における法第19条第1項第1号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る保育料の額は、第4条の規定にかかわらず、一月につき法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに掲げる額の合計額とする。

(幼稚園在籍幼児に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している幼児であって、施行日において法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日においてそれぞれ同表右欄に掲げる認定こども園に入園したものとみなす。ただし、右欄に掲げる認定こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

安城幼稚園	安城こども園
さくの幼稚園	さくのこども園

別表 (第2条関係)

名称	位置
安城こども園	安城市相生町18番7号
さくのこども園	安城市篠目町4丁目22番地21

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市立幼保連携型認定こども園を新設する上で必要があるため。

第 8 1 号議案

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(安城市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 安城市都市公園条例（昭和 5 2 年安城市条例第 3 8 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 3 備考 2 中「幼稚園」の次に「の教育活動、就学前の子どもに関する教
育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2
条第 6 項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

(安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成 2 年安城市条例第 3
6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の表 1 の項中「幼稚園の教育活動」の次に「、就学前の子どもに関す
る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）
第 2 条第 6 項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

(丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 丈山苑の設置及び管理に関する条例（平成 8 年安城市条例第 1 0 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項の表 1 の項中「幼稚園の教育活動」の次に「、就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7
7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

(安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例(平成8年安城市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「幼稚園」の次に「の教育活動、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

(安城市行政手続条例の一部改正)

第5条 安城市行政手続条例(平成9年安城市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定こども園において、教育又は保育の目的を達成するために、入園者又はその保護者に対してされる行政指導

(安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第6条 安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年安城市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「安城市教育委員会(」の次に「幼保連携型認定こども園にあっては、安城市長。」を加える。

(安城市市民安全条例の一部改正)

第7条 安城市市民安全条例(平成17年安城市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

(安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第20号)の一部を次のように改める。

別表第1(その3)の改正規定中「教育活動」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、

平成31年4月1日から施行する。

(安城市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の安城市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に公園の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に公園の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

(安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に博物館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に博物館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

(丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の丈山苑の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に丈山苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に丈山苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

(安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に公園の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に公園の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、必要があるため。

第 8 2 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項に規定する中間検査申請又は同法第 1 8 条第 1 9 項に規定する特定工程終了通知に係る手数料の項の次に次のように加える。

建築基準法第 4 3 条第 2 項に規定する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請 1 件につき	2 7, 0 0 0 円
--	-----------	--------------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 9 月 2 8 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、建築基準法施行令の改正に伴い、必要があるため。

同意第5号

教育委員会委員の任命について

平成30年9月30日をもって教育委員会委員加藤滋伸が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成30年9月26日提出

安城市長 神 谷 学

記

安城市

加 藤 滋 伸

昭和■■年■■月■■日生